

巡視船艇整備事業 評価書

| 平成26年度 | | 新規事業採択時評価 | | | |
|--------------------------------|---|--------------|--------------|------|----------------|
| 事業名（箇所名） | 小型巡視船(PS型)4隻建造 | 担当課 担当課長名 | 船舶課 山崎 壽久 | 事業主体 | 国土交通省 海上保安庁 |
| 事業内容 | 小型巡視船(PS型)4隻の建造及び就役 | | | | |
| 配備管区及び主な活動海域 | 調整中 | | | | |
| 整備期間 | 開始 平成27年度 | 完了 平成28年度 | | | |
| 総事業費（億円） | 約92億円 | | | | |
| 運用開始年度 | 平成28年度 | | | | |
| 耐用年数 | 25年 | | | | |
| 本事業に関連する事業 | | | | | |
| 政策(施策)目標 | 政策目標: 安全で安心できる交通安全の確保、治安・生活安全の確保 施策目標: 船舶交通の安全と海上の治安を確保する | | | | |
| 事業の効果分析 | | | | | |
| (1)必要性・緊急性 | ①PS型巡視船整備の必要性 尖閣諸島周辺海域における外国漁船による活動が活発化していること、安保法制整備に係る議論において海上警察機関の対応能力が求められていることなどから、尖閣周辺海域における外国漁船の対応体制を強化する必要がある。 ②PS型巡視船整備の緊急性 我が国周辺海域における海洋権益の保全及び治安の確保等の事案対応体制の確保が困難となり、我が国の主権が大きく侵害されるおそれがある。 | | | | |
| (2)事業の効果 | 本事業でPS型巡視船を整備することにより、期待される業務上の効果は以下のとおり。 ① 優れた運動性能を得ることが出来る。 ウォータージェット推進 ② 昼夜を問わない広域的な監視探証能力を得ることが出来る。 遠隔監視探証装置 ③ 厳正かつ確かな法執行活動が可能となる規制能力を得ることが出来る。 20ミリ機関砲、遠隔放水銃、接舷用防舷物等 ④ 付近通航船舶に対し、昼夜を問わず視覚的に意思伝達ができる能力を得ることが出来る。 停船命令等表示装置 | | | | |
| (3)主たる効果の抽出 | 整備しようとするPS型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な運動性能、監視探証能力、規制能力、意思伝達能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全及び治安の確保等の事案対応体制の強化を図ることができる。 | | | | |
| 事業の総合評価 (第三者(外部有識者)委員会の意見等) | 船舶建造等整備事業評価委員会(第三者委員会)の事業採択についての判断 事業内容及び評価結果が適当であると判断された。 | | | | |

【小型巡視船(PS型)】

